

○ 労働金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省・労働省令第一号）

改正案	現行
<p>（許可申請書のその他の添付書類）</p> <p>第二百二十二条 銀行法第五十二条の三十七第二項第三号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>一 個人であるときは、履歴書、住民票の抄本（外国人であり、かつ、国内に居住している場合には、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する在留カードの写し、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第七条第一項に規定する特別永住者証明書の写し又は住民票の抄本。第五十二条の二の二第三項第三号を除き、以下同じ。）又はこれに代わる書面及び第二百二十五条第四号イからチまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面</p> <p>一の二 個人である申請者（銀行法第五十二条の三十七第一項に規定する申請者をいう。第二号の二において同じ。）の婚姻前の氏名を当該申請者の氏名に併せて申請書（同項の申請書をいう。同号において同じ。）に記載した場合において、前号の住民票の抄本又はこれに代わる書面が当該申請者の婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面</p> <p>二 法人であるときは、役員（役員が法人であるときは、その職務</p>	<p>（許可申請書のその他の添付書類）</p> <p>第二百二十二条 銀行法第五十二条の三十七第二項第三号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>一 個人であるときは、履歴書、住民票の抄本（外国人であり、かつ、国内に居住している場合には、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する在留カードの写し、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第七条第一項に規定する特別永住者証明書の写し又は住民票の抄本。第五十二条の二の二第三項第三号を除き、以下同じ。）又はこれに代わる書面及び第二百二十五条第四号に該当しないことを誓約する書面</p> <p>（新設）</p> <p>二 法人であるときは、役員（役員が法人であるときは、その職務</p>

を行うべき者を含む。以下この号、第二百二十五条及び第三百三十六
条第一項において同じ。）の履歴書（役員が法人であるときは、
当該役員の沿革を記載した書面）、役員（国内における営業所又
は事務所に駐在する役員に限る。）の住民票の抄本（役員が法人
であるときは、当該役員の登記事項証明書）又はこれに代わる書
面、第二百二十五条第五号イからハまでのいずれにも該当しないこ
とを誓約する書面及び役員が同条第四号イからチまでのいずれに
も該当しない者であることを当該役員が誓約する書面

二の二 法人である申請者の役員の婚姻前の氏名を当該役員の氏名
に併せて申請書に記載した場合において、前号の住民票の抄本又
はこれに代わる書面が当該役員の婚姻前の氏名を証するものでな
いときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

三〇七 （略）

八 会計監査人設置会社（会社法第二条第十一号に規定する会計監
査人設置会社をいう。）である場合にあつては、許可の申請の日
を含む事業年度の前事業年度の同法第三百九十六条第一項に規定
する会計監査報告の内容を記載した書面

九〇十四 （略）

（指定申請書の添付書類）

第二百五十二条の二の二 （略）

2 （略）

3 銀行法第五十二条の六十三第二項第七号に規定する内閣府令・厚

を行うべき者を含む。以下この号、第二百二十五条及び第三百三十六
条第一項において同じ。）の履歴書（役員が法人であるときは、
当該役員の沿革を記載した書面を含む。）、役員（国内における
営業所又は事務所に駐在する役員に限る。）の住民票の抄本（役
員が法人であるときは、当該役員の登記事項証明書を含む。）又
はこれに代わる書面、第二百二十五条第五号に該当しないことを誓
約する書面及び役員が第二百二十五条第四号イからチまでのいずれ
にも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面

（新設）

三〇七 （略）

八 会計監査人設置会社（会社法第二条第十一号に規定する会計監
査人設置会社をいう。）である場合にあつては、許可の申請の日
を含む事業年度の前事業年度の会社法第三百九十六条第一項に規
定する会計監査報告の内容を記載した書面

九〇十四 （略）

（指定申請書の添付書類）

第二百五十二条の二の二 （略）

2 （略）

3 銀行法第五十二条の六十三第二項第七号に規定する内閣府令・厚

生労働省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一・二 (略)

三 役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。以下この項、第五百五十二条の二の四及び第五百五十二条の二の五において同じ。）の住民票の抄本（役員が法人であるときは、当該役員の登記事項証明書）又はこれに代わる書面

四 役員の婚姻前の氏名を当該役員の氏名に併せて銀行法第五十二条の六十三第一項の指定申請書に記載した場合において、前号に掲げる書類が当該役員の婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

五〃九 (略)

別表第二（第二百二十七条関係）

届出事項	(略)	記載事項	一・二 (略)	添付書類	一・二 (略) 三 就任する役員 (役員が法人であるときは、その職務を行うべ
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	あるときは、その職務を行うべき者を含む。)の変更

生労働省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一・二 (略)

三 役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。以下この項、第五百五十二条の二の四及び第五百五十二条の二の五において同じ。）の住民票の抄本又はこれに代わる書面（役員が法人である場合には、当該役員の登記事項証明書）

四〃八 (略)

別表第二（第二百二十七条関係）

届出事項	(略)	記載事項	一・二 (略)	添付書類	一・二 (略) 三 就任する役員 (役員が法人であるときは、その職務を行うべ
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	あるときは、その職務を行うべき者を含む。)の変更

き者を含む。)に
係る次に掲げる
書面

イ 履歴書(就
任する役員が
法人であると
きは、当該役
員の沿革を記
載した書面)

ロ 住民票の抄
本(就任する
役員が法人で
あるときは、
当該役員の登
記事項証明書
)又はこれに
代わる書面

ハ 婚姻前の氏
名を、氏名に
併せて第二百
十七条の届出

き者を含む。)に
係る次に掲げる
書面

イ 履歴書(就
任する役員が
法人であると
きは、当該役
員の沿革を記
載した書面を
含む。)

ロ 住民票の抄
本(就任する
役員が法人で
あるときは、
当該役員の登
記事項証明書
を含む。)又
はこれに代わ
る書面
(新設)

	(略)	所属労働金庫の変更
	(略)	一 新たに所属労働金庫から委託を受けることとなった場合 イ (略) ロ 当該委託を受けて労働金庫代理業を行う営業所等の名称及び
書に記載した場合において、口に掲げる書面が当該婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面 ニ (略)	(略)	一〇五 (略)
	(略)	所属労働金庫の変更
	(略)	一 新たに所属労働金庫から委託を受けることとなった場合 イ (略) ロ 当該委託を受けて労働金庫代理業を行う営業所等の名称、所
ハ (略)	(略)	一〇五 (略)

<p>労働金庫代理業者である法人の子法人等又は労働金庫代理業者である法人の親法人等若しくは当該親法人等の子法人等（法人等の子法人等）</p>	<p>(略)</p>	
<p>一 当該子法人等又は当該親法人等若しくは当該親法人等の子法人等（当該労働金庫代理業者である法人を除</p>	<p>(略)</p>	<p>所在地 ハ・ニ (略) 二 新たに労働金庫代理業再委託者から再委託を受けることとなった場合 イ・ロ (略) ハ 当該再委託を受けて労働金庫代理業を行う営業所等の名称及び所在地 ニ・ホ (略) 三・四 (略)</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	
<p>労働金庫代理業者である法人の子法人等又は当該子法人等の親法人等若しくは当該親法人等の子法人等の変更</p>	<p>(略)</p>	
<p>一 当該子法人等又は当該子法人等の親法人等若しくは当該親法人等の子法人等の商号又は名称</p>	<p>(略)</p>	<p>所在地 ハ・ニ (略) 二 新たに労働金庫代理業再委託者から再委託を受けることとなった場合 イ・ロ (略) ハ 当該再委託を受けて労働金庫代理業を行う営業所等の名称、所在地 ニ・ホ (略) 三・四 (略)</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	

当該労働金庫代理業者である法人を除く。の商号又は名称
。の変更

く。の商号又は名称

二 当該子法人等又は当該親法人等若しくは当該親法人等の子法人等（当該労働金庫代理業者である法人を除く。）の主たる営業所等の所在地

三 当該子法人等又は当該親法人等若しくは当該親法人等の子法人等（当該労働金庫代理業者である法人を除く。）の代表者の氏名又は名称

四 当該子法人等又は当該親法人等若しくは当該親法人等の子法人等（当

二 当該子法人等又は当該子法人等の親法人等若しくは当該親法人等の子法人等の主たる営業所等の所在地

三 当該子法人等又は当該子法人等の親法人等若しくは当該親法人等の子法人等の代表者の氏名又は名称

四 当該子法人等又は当該子法人等の親法人等若しくは当該親法人等の子

(略)	
(略)	該労働金庫代理業者である法人を除く。の業務の内容 五 (略)
(略)	

別表第三(第百四十九条関係)

(略)	労働金庫代理業者である個人が死亡したとき	(略)	届出事項
(略)	(略)	(略)	記載事項
(略)	一・二 (略)	(略)	添付書類

(略)	
(略)	法人等の業務の内容 五 (略)
(略)	

別表第三(第百四十九条関係)

(略)	労働金庫代理業者である個人が死亡したとき	(略)	届出事項
(略)	(略)	(略)	記載事項
(略)	一・二 (略)	(略)	添付書類